



埼玉県発行

目次

告示

- 種足野通川土地改良区の役員就任届 (加須農林) 一
- 種足野通川土地改良区の役員退任届 (〃) 一
- 中福東土地改良区の土地改良事業(区画整理事業)計画の変更の認可 (農村整備課) 一
- 富士見第一土地改良区の定款変更認可 (〃) 二
- 小島土地改良区の定款変更認可 (〃) 二
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃) 二
- 羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃) 二
- 事務所所在地またはその業者の所在が確知できない宅地建物

取引業者の公告(開発指導課)

○高校内特別支援学校高等部分校コンピュータ教室用機器等貸借に関する入札公告 (特別支援教育課) 二

開発行為に関する工事の完了公告

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 四

○県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (秩父県土) 四

雑報

○埼玉県就農促進方針の一部改正 (農業支援課) 五

告示

埼玉県告示第五百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、種足野通川土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	関根 正	鴻巣市境四三八番地
同	笹本 始	鴻巣市郷地四七一番地二

埼玉県告示第五百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、種足野通川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	大竹 利司	鴻巣市郷地三七四番地
同	池澤 文男	鴻巣市境四八〇番地一

埼玉県告示第五百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業(区画整理事業)計画の変更を平成二十年三月二十

七日認可した。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一名称

中福東土地改良区

二 事務所の所在地

川越市

埼玉県告示第五百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年三月三十一日認可した。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一名称

富士見第一土地改良区

二 事務所の所在地

富士見市

埼玉県告示第五百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年三月三十一日認可した。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一名称

小島土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第五百四十号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたの

で、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百四十一号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百四十二号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百四十三号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名 (法人にあつては代表者の氏名)	主たる事務所の所在地
インプレイス株式会社	藤木 賀子	東松山市上野本一九六番地二
株式会社サンライズコーポレーション	鳥海 薫	さいたま市大宮区土手町三丁目八九番地一
有限会社アクアコーポレーション	遠茂谷 洋治	さいたま市見沼区東大宮五丁目六番地六

埼玉県告示第五百四十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
高校内特別支援学校高等部分校コンピュータ教室用機器等貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年6月1日(日)から平成25年5月31日(金)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額

又は削除があった場合、当該契約は解除する。

- (4) 履行場所
埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 イ 入手手順は、下記のとおり
 - (2) 埼玉県ホームページを開く。
 - (3) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
 - (4) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入

口」を選択する。

- (2) 「入札情報公開システム」を選択する。
- (3) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
- (4) 「物品等」を選択する。
- (5) 「1 発注情報の検索」を選択する。
- (6) 検索ボタンをクリックする。
- (7) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合
 下記(2)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（上記(1)アの場合を含む。）
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号第2庁舎10階 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 見目 電話048-

830-6885（直通）

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年4月22日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年4月21日（月）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課 平成20年4月22日（火）午前11時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年4月15日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した貸借を履行できると発注者が判断した入札者であって、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年四月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

許可番号

平成二十年三月二十七日

第一九〇一一三二一号

検査済証番号

平成二十年四月二日

第一九〇一九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字長谷字一ノ谷八三

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字上伊草一六六八一

四セレンソ一〇三

中澤美雪

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年四月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧A 新A	秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二六八番地四地先から秩父市熊木町六一七一番地四地先まで	秩父市熊	九・二〇〇 一六・三〇〇	一四〇・二〇〇	交通安全施設整備工事による。A及びBは関係図面に表示する敷地の区分である。
新B	秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二六八番地四地先から秩父市熊木町六一七二番地五地先まで	秩父市熊	一七・七〇〇 一六・〇〇〇	一三六・九〇〇	

雑報

埼玉県就農促進方針の一部を次のように改正した。
平成二十年四月八日

埼玉県知事 上田 謙 司

埼玉県就農促進方針の一部改正について

埼玉県就農促進方針の一部を次のように改正する。

2の(1)のうち「多品目にわたる生産が行われている」の前に、「野菜、畜産、主穀、果樹、花植木など」を加える。「これまでの畜産、米麦、養蚕、果樹、茶などに加え、新たに野菜、花植木の生産が増加しているとともに、観光農業のウエイトが年々高まっている」を削除する。

2の(1)のE中「古くから、野菜、畜産、養蚕などの農業が行われているが、近年、花植木、果樹への生産の取り組みも活発に行われ、産地を形成している」を「野菜、花植木、畜産、果樹などそれぞれが盛んで、特に野菜や花き類は全国に誇る産地である」に改める。

2の(2)中「平成15年に80, 390戸」を「平成17年に79, 273戸」に、「平成15年に56. 6%」を「平成17年に61. 6%」に、「平成15年に3, 293人」を「平成18年度末に4, 417人」に改める。

2の(3)中「39歳以下の」を削除する。「なお、農家以外からの新規参入青年の増加が見られるなど、就農ルートの多様化が進んでいる。また、40歳以上では、他産業を退職または定年退職後の就農希望者が多く、農業大学校等における研修で技術を身につけるなど、就農に向けた取り組みが見られる」を「また、新規参入希望者の受け入れに積極的な地域などが出てきており、新規参入者の増加につな

っている」に改める。

2の(4)のF中「2010年までに12, 000」を「平成23年度末までに6, 000経営体」に、「世代交代を45年と想定し、2010年までに年間267人を本県の新規就農者確保目標とする。このうち、39歳以下の青年は、年間233人、40歳以上の中高年齢者については、年間34人を確保目標とする」を「世代交代を30年と想定し、年間200人以上を本県の新規就農者確保目標とする」に改める。

2の(4)のI中「農業従事者の高齢化が進む中で、近年の新規就農者の減少は」を「農家戸数の減少や農業従事者の高齢化は」に改める。「特に、県央東部水田農業地帯、県央西部丘陵地帯、山間農業地帯では、農家子弟の就農にとどまらず」を「合わせて農家子弟の就農だけでなく」に改める。

2の(5)中「地帯別の」を削除する。

2の(5)のF中「及び、優良農地を維持管理するための法・税制度に精通する」を「による都市農村交流を図る」に改める。

同I中「県央東部」、ウ中「県央西部」、エ中「県北」、「地域生産集団によるブロッコリーチェーンの確立や」を削除する。

3の(1)のF中、bの次に「e」として次のとおり加える。

- 既に農業法人等の従業員として農業に従事している者であっても、従事期間が概ね1年以上5年以内で、個人で農業経営を開始できる能力を有する者。

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 〒330-0851 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)